

# 青森県報

号外第五十二号

令和七年  
五月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

○青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

○恩給給与細則の一部を改正する規則……………(同) ……一

○青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……二

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康医療福祉政策課) ……二

○青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……三

○青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……三

### 訓 令

○職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三

### 告 示

○青森県水産業統計調査規程の一部を改正する規程……………(統計分析課) ……四

## 規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第三十七号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

### 附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘留されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七条の二第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十八号

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職員恩給条例施行規則（昭和二十八年五月青森県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二十七号の三及び様式第二十七号の四中「懲役」を「拘禁刑若しくは令和4年改正前の刑法の懲役」に、「より、」を「より拘禁刑以上の刑若しくは令和4年改正前の刑法の」に改める。

様式第二十七号の五中「懲役又は」を「拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは」に改める。

様式第三十三号及び様式第三十三号の二中「超える」の次に「拘禁刑若しくは令和4年改正前の刑法の」を加え、「懲役又は」を「拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十九号

恩給給与細則の一部を改正する規則

恩給給与細則（昭和二十八年五月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二十七号の二中「懲役」を「拘禁刑若しくは令和4年改正前の刑法の懲役」に改め、「より」の次に「拘禁刑以上の刑若しくは令和4年改正前の刑法の」を加える。

様式第二十七号の三中「懲役」を「拘禁刑若しくは令和4年改正前の刑法の懲役」に、「禁錮以上」を「拘禁刑以上の刑若しくは令和4年改正前の刑法の禁錮以上」に改める。

様式第二十七号の四中「懲役又は」を「拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは」に改める。

様式第三十三号中「超える懲役又は」を「超える拘禁刑若しくは令和4年改正前の刑法の懲役若しくは」に、「以下の懲役又は」を「以下の拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは」に改める。

様式第三十三号の二中「超える」の次に「拘禁刑若しくは令和4年改正前の刑法の」を加え、「懲役又は」を「拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式の(裏)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十一号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第七号様式の(裏)中「懲役」を「禁錮」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十二号

青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年四月青森県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四号様式の(裏)の5の(2)中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十六号様式中「懲役（禁錮）の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十三号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、「以上の刑に処せられたこと」の次に「（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第二十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百三十号

青森県水産業統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年五月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県水産業統計調査規程の一部を改正する規程

青森県水産業統計調査規程（平成十二年三月青森県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式の裏中「に定める情報」を「又は第3号に定める情報」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和七年六月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭